

令和 6 年度(2024年度)

金沢競馬番組

番組編成要綱
報償金等支給要綱



石川県
市

目 次

＜令和 6 年度 金沢競馬番組編成要綱＞

1 出走馬の資格	1
(1) 登録・種類	1
(2) 出走馬の種類	1
(3) 年齢	2
(4) 条件	2
(5) その他の条件	2
2 番組編成要領	3
(1) 競走の種類	3
(2) 競走の階級及び組	3
(3) 出走回数の制限	3
(4) 競走路距離	3
(5) 番組編成収得賞金の算出方法	3
(6) 着順確定後の失格について	6
(7) 編成方法	6
(8) 負担重量	7
(9) 出走頭数の制限及び競走の取りやめ等	9
(10) 番組除外	9
(11) 出走制限	10
(12) 馬検査(馬体検査及び能力調整検査)	10
3 その他	12
○ 2歳新馬競走実施要領	13
○ 二走表示競走編成等実施要領	14

＜令和 6 年度 金沢競馬報償金等支給要綱＞

1 馬主に関するもの	15
2 調教師に関するもの	17
3 騎手に関するもの	18
4 きゅう務員に関するもの	19
5 薄暮手当	20
6 レコード賞	21
7 災害等により取りやめる場合	21
8 事故その他特別の事情により取りやめ等になる場合	21
9 報償金等の支払方法	21
10 奨金等の返還について	22
11 報償金等を支給しない場合	22
12 その他	22
○ 競馬の開催に必要な事項について	23
○ 令和 6 年度重賞・準重賞・JRA認定競走等実施計画表	25
○ 入きゅう検査について	27
○ 使用許可蹄鉄について	28
○ 使用許可馬装具について	28
○ 令和 6 年度金沢競馬番組関係日程表	28

令和6年度 金沢競馬番組編成要綱

1 出走馬の資格

(1) 登録・種類

地方競馬全国協会に登録されているサラブレッド系軽種馬

(2) 出走馬の種類

ア 実績馬

(ア) 金沢所属馬として金沢競馬に出走し、引き続き在籍している馬

(イ) 金沢所属馬として金沢競馬に出走した後、他地区所属馬として出走実績のない馬

イ 主催者認定馬（金沢デビュー馬）

(ア) 2歳馬

令和6年（2024年）に地方競馬全国協会の登録を受けた2歳馬で、他地区所属馬として出走実績がなく、金沢競馬場に所属している馬

(イ) 3歳馬

令和5年（2023年）の主催者認定2歳馬で、引き続き金沢競馬場に所属している馬

ウ 冬期他場転厩馬

実績馬が、令和5年度通算第19回または第20回（令和6年度通算第19回または第20回）に出走した後、他地区所属馬として出走し、再び同年度通算第21回に金沢所属馬として出走申込があり、引き続き金沢競馬に在籍している馬

エ 冬期他場転厩主催者認定馬

主催者認定馬が、令和5年度通算第19回または第20回（令和6年度通算第19回または第20回）に出走した後、他地区所属馬として出走し、再び同年度通算第21回に金沢所属馬として出走申込があり、引き続き金沢競馬に在籍している馬

オ 転入馬

令和4年度（2022年度）通算第21回以降、金沢所属馬として出走実績がなく、他地区所属馬として出走実績のある馬

カ 再転入馬

令和4年度通算第21回以降、金沢所属馬として出走した後、他地区所属馬として出走し、再び金沢所属馬として出走する馬

キ 未出走馬

出走実績のない馬

(3) 年齢

満2歳以上とする。ただし、未出走馬は6歳までとする。

(4) 条件

ア 実績馬及び冬期他場転厩馬は、以下の条件を必要とする。

(ア) 金沢競馬において、当該開催第1日の前日から過去2年間に出走停止処分（調教不十分など馬に起因するもの）を受けたことのない馬

ただし、上記による出走停止処分が2回以下で、その出走停止期間が当該開催第1日の前日までに終了する馬は、この限りでない。

(イ) 鼻出血による出走制限を受けたことのない馬

ただし、出走制限を受けた馬で、その出走制限期間が当該開催第1日の前日までに終了する馬は、この限りでない。

イ 転入馬及び再転入馬は、以下の条件を必要とする。

(ア) 出走停止処分を受けたことのない馬

ただし、以下の馬については、この限りでない。

a 出走停止処分を受けた馬で、その出走停止期間を経過し、当該開催の出走申込日（追加申込日を除く）の前日までに5回以上完走（競走中止を除く）した馬

b 理化学検査の結果、出走停止処分を受けた馬で、その出走停止期間が当該開催の出走申込日（追加申込日を除く）の前日までに終了した馬

(イ) 鼻出血による出走制限を受けたことのない馬

ただし、出走制限を受けた馬で、その出走制限期間が当該開催申込日（追加申込日を除く）の前日までに終了する馬は、この限りでない。

(ウ) 外国産馬については、海外の競馬場で出走実績がない馬

なお、金沢競馬場で地方競馬全国協会の馬登録を受ける馬については、入きゅう時、輸出国における競馬総括団体が発行する証明書を有していること。

(5) その他の条件

ア 出走申込をする馬は、当該開催申込日（追加申込日を含む）の前日までに各調教師の管理する馬房に入きゅうしていること。

ただし、以下の馬については、その限りでない。

(ア) 知事が特別に認める競走に出走する馬

(イ) 金沢所属馬として、他地区の交流競走に出走するために遠征する馬

イ 出走申込をする馬は、競馬の公正を害するおそれのない馬であること。

- ウ 出走申込をする馬は視力の正常な馬であること（隻眼は不可）。
- エ 中央競馬及び地方競馬において、日本中央競馬会競馬施行規程並びに地方競馬実施条例施行規則に定める賞金等の返還に応じない馬主の全ての所有馬（共有馬を含む）は、その返還があるまで出走を認めない。
- オ 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬は、出走を認めない。

2 番組編成要領

(1) 競走の種類

平地競走

(2) 競走の階級及び組

- ア 2歳馬競走 1組、2組…に組分けする。
- イ 3歳馬競走 A、Bの階級とし、各1組、2組…に組分けする。
- ウ 一般馬競走 A1・A2、B1・B2、C1・C2の階級とし、各1組、2組…に組分けする。

(3) 出走回数の制限

出走は1開催1回とする。

ただし、別途定める「二走表示競走編成等実施要領」に基づき、1開催に2回出走できる場合がある。

(4) 競走路距離

900m、1,300m、1,400m、1,500m、1,700m、1,900m、2,000m、
2,100m、2,300m、2,600m

(5) 番組編成収得賞金（以下、番組賞金）の算出方法

（令和7年3月開催については、原則令和7年度番組編成要綱の算出方法を用いることとするが、変更する場合がある。）

- ア 令和4年（2022年）1月1日から当該開催の出走馬編成発表の前日までの1着から5着までの本賞金の合計額とする。

ただし、以下の項目に該当する場合は、その額を控除した額とする。

なお、各減額項目に千円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げた額を減額する。算出した番組賞金に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- （ア） 金沢競馬、他地方競馬、中央競馬会及び海外の競馬場において実施したGⅠ・Ⅱ・Ⅲ、JpnⅠ・Ⅱ・Ⅲ競走（以下、G競走）で取得した賞金額の80%を減額する。
- （イ） 中央競馬会において実施した競走（G競走を含む）で取得した賞金額の80%を減額する。

- (ウ) 金沢競馬、他地方競馬において実施したJRA重賞級認定競走で取得した賞金額の80%、その他のJRA認定競走で取得した賞金額の60%を減額する。
- (イ) 南関東地区において実施した競走で取得した賞金額の70%を減額する。ただし、G競走は(7)、JRA認定競走は(ウ)を適用する。
- (オ) 兵庫県競馬組合において実施した競走で取得した賞金額の60%を減額する。ただし、G競走は(7)、JRA認定競走は(ウ)を適用する。
- (カ) 高知県競馬組合において実施した競走で取得した賞金額の60%を減額する。ただし、G競走は(7)、JRA認定競走は(ウ)を適用する。
- (キ) 佐賀県競馬組合において実施した競走で取得した賞金額の20%を減額する。ただし、G競走は(7)、JRA認定競走は(ウ)を適用する。
- (ク) 金沢競馬において実施した重賞競走（2歳馬・3歳馬限定重賞競走及び交流重賞競走を含む）で取得した賞金額の60%を減額する。ただし、G競走は(7)、JRA認定競走は(ウ)を適用する。
- (ケ) 金沢所属馬が他地方競馬において実施した交流重賞競走（2歳馬・3歳馬限定競走を含む）で取得した賞金額の60%を減額する。ただし、G競走は(7)、JRA認定競走は(ウ)、南関東地区で実施した競走は(イ)を適用する。
- (コ) 金沢競馬において実施した2歳馬準重賞競走で取得した賞金額の50%を減額する。なお、下記ウ(ア)(イ)に該当する場合はそれぞれの項目を適用する。
- (サ) 金沢競馬において実施した準重賞競走（2歳馬の準重賞を除く）、企画競走（騎手交流競走を含む）で取得した1着賞金額の50%を減額する。なお、下記ウ(ア)(イ)に該当する場合は、それぞれの項目を適用する。
- イ 冬季金沢競馬非開催期間における減額について
- (ア) 実績馬及び主催者認定馬
令和5年度通算第20回最終日の翌日から通算第21回第1日の前日までの期間に取得した賞金額の全額
- (イ) 冬期他場転厩馬及び冬期他場転厩主催者認定馬
令和5年度通算第20回最終日の翌日から通算第21回編成の前日までの期間に取得した賞金額の全額
- (ウ) 実績馬及び冬期他場転厩馬については、令和3年度及び令和4年度においても各要件を満たす場合のみ減額の対象とする。

ウ 年度当初の減額について

(7) 実績馬及び主催者認定馬

本年度金沢競馬初申込時に、金沢所属馬として出走（他地区的交流競走を除く）し、収得した賞金額のうち、上記イ「冬季金沢競馬非開催期間」に該当する額を控除した賞金額の60%を減額する。

(4) 冬期他場転厩馬及び冬期他場転厩主催者認定馬

金沢所属馬として出走（他地区的交流競走を除く）し、収得した賞金額のうち、上記イ「冬季金沢競馬非開催期間」に該当する額を控除した賞金額の60%を減額する。

エ 2歳金沢デビュー馬の減額について

実績馬、主催者認定馬、冬期他場転厩馬及び冬期他場転厩主催者認定馬について、2歳時に金沢所属馬として出走（他地区的交流競走を除く）し、収得した賞金額のうち、金沢競馬において実施したJRA認定競走、重賞競走、準重賞競走の賞金を控除した賞金額の30%を減額する。

ただし、金沢デビュー馬に限る（令和4年の2歳馬を含む）ものとし、転入2歳馬は減額しない。

オ 転入馬及び再転入馬に対する加算額について

入きゅう時の総収得賞金により、上記ア～エで算出した番組賞金が規定の額以下の場合は、下表のとおり加算する。

加 算 対 象	加算額	加算後の上限額
・総収得賞金：1億円以上	70万円	140万円
・算出された番組賞金：140万円以下		
・総収得賞金2,000万円以上1億円未満	35万円	70万円
・算出された番組賞金70万円以下		

カ 7歳以上馬に対する減額について

上記ア～オにより算出した番組賞金額の30%を減額する。

キ 2歳馬及び3歳馬が一般馬競走に編入される場合の減額について

(7) 2歳馬が一般馬競走に編入される場合

（番組賞金600万円を超えた2歳馬）

編入時には上記ア～オにより算出した番組賞金額の90%を減額する。

ただし、一般馬競走で取得した賞金額は減額しない。また、この減額措置は2歳馬限定競走に出走する場合の番組賞金の算出には適用しない。

(4) 通算第4回から第12回に3歳馬が一般馬競走に編入される場合

（番組賞金200万円を超えた3歳馬）

編入時には上記ア～オにより算出した番組賞金額の40%を減額し、通算第13回以降も減額を継続する。ただし、一般馬競走で取得した賞金額は減額しない。なお、この減額措置は3歳馬限定競走に出走する場合の番組賞金の算出には適用しない。

(6) 着順確定後の失格（事後失格）について

ア 事後失格が判明したレースに出走した失格馬（以下、失格馬）より後に入着した馬は、着順が変更される。

この場合、既に得た賞金と変更後の着順により交付される賞金の差額については、返還及び交付を行う。

また、事後失格後に交付された賞金額は番組編成上の取得賞金に算入する。

イ 失格馬について、馬主は指定された日までに知事または市長に当該レースで得た賞金を返還しなければならないため、その賞金額は当該馬の番組編成上の取得賞金には算入しない。

ウ 事後失格があった場合、当該レースに出走した失格馬より後で入着した馬の着順、賞金等の成績を訂正する。

エ 事後失格によって賞金の返還及び交付が行なわれた場合、その賞金の増減によって編成を変更する。ただし、番組編成委員が編成の変更が不可能と判断した場合は、次開催より適用する。

(7) 編成方法

ア 2歳馬競走

(7) 原則、通算第3回から編成する。

(イ) 2歳新馬競走については、別途「2歳新馬競走（新馬戦）実施要領」により実施する。

(ウ) 編成する頭数が7頭に満たない場合は、編成しない。ただし、最初の2歳新馬競走を実施した次の開催に限り、2歳馬競走の最少編成頭数を6頭とする。

(エ) 番組賞金が600万円を超えた馬は、一般馬競走に編入する。本要綱2(5).キ(ア)「2歳馬が一般馬競走に編入される場合の減額」を適用する。

ただし、一般馬競走に編入後であっても、2歳馬限定の重賞及び準重賞競走に出走することができる。

(オ) 番組賞金上位の馬より編成し、番組賞金が同額の場合は、生年月日の早い馬、牡・セン、牝の順とする。

イ 3歳馬競走

(7) 通算第1回から第12回、第21回、第22回に編成する。

(イ) 通算第13回から第20回においては、一般馬競走に編成する。

(ウ) 番組賞金が200万円を超えた馬は、通算第4回から第12回に一般馬競走に編入する。本要綱2(5).キ(イ)「通算第4回から第12回に3歳馬が一般馬競走に編入される場合の減額」を適用する。

ただし、一般馬競走に編入後であっても3歳馬限定の重賞、準重賞及びJRA条件交流競走に出走することができる。

(エ) 番組賞金上位の馬より編成し、番組賞金が同額の場合は、生年月日の早い馬、牡・セン、牝の順とする。

ウ 一般馬競走

- (ア) 満2歳以上の馬とする。
- (イ) 番組賞金上位の馬より編成し、番組賞金が同額の場合は、生年月日の早い馬、牡・セン、牝の順とする。
- エ 重賞競走及び準重賞競走は、別表「令和6年度重賞・準重賞・JRA認定競走等実施計画表」による。
- オ 二走表示競走は、別途「二走表示競走実施要領」により実施する。

(8) 負担重量

ア 定量

馬の年齢及び性により定めるもの。ただし、A1級1組競走は除く。
なお、2歳馬及び3歳馬は馬齢重量とする。

区分	牡・セン	牝
2歳	55kg	54kg
3歳	56kg	54kg
4歳以上	56kg	54kg

イ 別定

競走、馬の年齢、性、取得賞金額及びその他に定める条件により算出するもの。

ウ A級競走

下記(ア)(イ)を合計した重量とする。

負担重量の上限は60kg(牝馬58kg)とする。

(ア) 基本重量

A1級1組(重賞競走への出走条件を満たすことができず、A1級2組に編成された馬を含む)は、以下のとおり算出する。また、A1級2組以下は定量とする。

ア 実績馬は、令和4年度通算第21回から令和5年度通算第20回までの金沢競馬A1級1組競走に相当する競走で取得した1着から5着の賞金額により、下表のとおり算出する。

取得賞金	加増	牡・セン	牝
1,000万円未満	なし	56kg	54kg
1,000万円以上2,500万円未満	1kg増	57kg	55kg
2,500万円以上	2kg増	58kg	56kg

b 転入馬及び再転入馬は、令和4年1月1日から編成時までの番組賞金により、下表のとおり算出する。

取得賞金	加増	牡・セン	牝
2,000万円未満	なし	56kg	54kg
2,000万円以上3,500万円未満	1kg増	57kg	55kg
3,500万円以上	2kg増	58kg	56kg

(イ) A 1級1組競走における加増

取得賞金600万円ごとに1kg加増する。ただし、加増限度は4kgまでとする。

なお、取得賞金は、令和5年度通算第21回から令和6年度通算第20回までの金沢競馬A1級1組競走に相当する競走で取得した1着及び2着の賞金額とする。また、A級重賞競走及び他競馬場で実施された3歳以上OP競走は50%を減額する。ただし、牝馬限定及び3歳馬限定重賞競走は、加増対象額に加算しない。

エ B 1級以上に編成された2歳馬及び3歳馬

2歳馬及び3歳馬の定量（馬齢重量）より、下表のとおり軽減する。

ただし、重賞競走、準重賞競走及びJRA条件交流競走については、別に定める「金沢競馬番組表（概定番組）」のとおりとする。

出走競走	減量	2歳馬		3歳馬	
		牡・セン	牝	牡・セン	牝
A1級1組	2kg減	53kg	52kg	54kg	52kg
A1級2組、A2級、B1級	1kg減	54kg	53kg	55kg	53kg

オ 3歳馬競走における加増

JRA条件交流競走の3歳未勝利戦で1勝し、2開催以内に3歳A級2組以下に編成された場合は、1kg加増する。

カ 2歳馬競走における加増

以下の項目のいずれかにより算出し、加増の多い方を適用する。負担重量の上限は57kg（牝馬56kg）とする。

(ア) JRA認定競走（他地区のJRA認定競走を含む）で1勝するごとに1kg加増する。ただし、加増限度は2kgまでとする。

(イ) 編成時、同一組内番組賞金最下位の馬を定量とし、以降250万円ごとに1kg加増する。ただし、加増限度は2kgまでとする。

キ 重賞競走及び準重賞競走は、別表「令和6年度重賞・準重賞・JRA認定競走実施計画表」による。

(9) 出走頭数の制限及び競走の取りやめ等

- ア 同一階級内の各組の出走投票頭数が異なる場合は、出走投票馬をもつて編成替えがある。
- イ 同一階級内の出走投票頭数がその階級内競走に5を乗じて得た数に満たない場合は、競走数を減じ出走投票馬をもって編成替えがある。
- ウ 出走投票または編成替えを行っても出走投票頭数が5頭に満たない場合は、その競走を取りやめ、別の競走を臨時編成がある。
- エ 出走投票または編成替えにより出走投票頭数が13頭以上の場合、12頭になるまで抽選し、休場馬を決定する。ただし、希望投票馬は抽選休場の対象としない。
- オ 抽選休場馬は、次開催での出走を優先する。
- カ 出走投票頭数により、競走番号を変更することがある。

(10) 番組除外

以下の馬については、1開催出走を拒否する。

なお、令和5年度通算第21回から令和6年度通算第20回までに下記ア～エの同項目で、2回以上番組除外を受けた場合、2開催出走を拒否する。

また、通算第19回で受けた2開催出走拒否及び通算第20回で受けた1開催又は2開催出走拒否について、通算第21回、第22回には適用しない。ただし、馬体検査及び能力調教検査の指示を受けた馬は、その指示に従うこと。

なお、開催執務委員長がやむを得ないと認めた場合は除く。

- ア 下表の制限タイムを超過した馬

ただし、重賞競走、準重賞競走、JRA条件交流競走、距離選択競走、牝馬限定競走、騎手交流競走及び金沢競馬番組表（概定期間）で指定された競走を除く。

制限タイム

階級	2,000m	1,900m	1,700m	1,500m	1,400m	1,300m	900m
A 1、A 2級	2.19.0	2.12.0	1.57.0	1.42.0	1.35.0	1.29.0	0.57.0
B 1、B 2級	2.20.0	2.13.0	1.58.0	1.43.0	1.36.0	1.30.0	0.58.0
C 1級	—	—	2.00.0	1.45.0	1.38.0	1.32.0	1.00.0
C 2級	—	—	2.01.0	1.46.0	1.39.0	1.33.0	1.01.0
3歳馬A競走	—	—	2.01.0	1.46.0	1.39.0	1.33.0	1.01.0
3歳馬B競走	—	—	2.02.0	1.47.0	1.40.0	1.34.0	1.02.0
2歳馬競走			—	1.49.0	1.42.0	1.36.0	1.04.0

（備考）通算第21回、22回のC2級、3歳馬競走については、それぞれの制限タイムに1.0秒を加えたものとする。

- イ 調教の再検査を指示された馬
- ウ 馬体検査を指示された馬（競走中止馬を含む）
- エ 競走除外馬
 - ただし、他馬、騎手その他事故（装鞍所引き付け遅刻等）に起因するものは除く。

(11) 出走制限

ア 鼻出血

内因性の鼻出血を発症した馬（外傷性のものを除く）は、発症日の翌日から20日間、1回目の発症から6ヶ月以内に2回目を発症した場合は30日間、さらに2回目の発症から6ヶ月以内に3回目を発症した場合は60日間、4回目以降についても60日間の出走制限とする。

イ 規制薬物関係

- (ア) 競走外検査等（陽性時の同きゅう馬検査等の競走検体以外の検査を含む）で陽性となった馬は、検体採取日から6ヶ月経過後、検査を実施して陰性を確認されない限り、競走に出走することができない。
- (イ) 競走においてアナボリックステロイドが検出され出走停止を受けた馬は、出走した日から6ヶ月経過後、検査を実施して陰性を確認されない限り、競走に出走することができない。
- (ウ) アナボリックステロイドを使用した馬は、使用した日から6ヶ月経過後、検査を実施して陰性を確認されない限り、競走に出走することができない。

(12) 馬検査（馬体検査及び能力調教検査）

ア 検査の実施

馬検査は、出走申込をした馬について、金沢競馬番組表（概定番組）で指定する日時、場所において実施するものとする。

イ 検査の種類

- (ア) 馬体検査
- (イ) 能力調教検査

ウ 馬体検査

(ア) 検査対象馬

以下の馬は、検査の対象とする。

ただし、下記（イ）に該当する馬は、検査を免除する。

- a 転入馬、再転入馬及び未出走馬
- b 前開催出走しなかった馬
- c 前走時、出走取消、競走中止及び競走除外となった馬
- d その他主催者の指定した馬

(イ) 検査免除対象馬

- a 前々開催の出走馬（競走中止した馬は除く）
- b 前開催の馬体検査合格馬
- c 鼻出血1回目による出走制限（20日間）を受けた馬
ただし、出走制限明け直後の開催に該当する馬体検査のみ免除とする。
- d 当該馬に起因しない理由（他馬、騎手その他事故に起因する理由）で競走除外となった馬

(ウ) 合格馬の有効期間

合格した開催を含む2開催とする。

工 能力調教検査

(ア) 検査対象馬

- a 未出走馬（他競馬場で能力調教検査に合格した馬を含む）
- b 当該開催申込日（追加申込日を除く）以前、6ヶ月以上出走実績のない馬
- c 最終出走時、制限タイム超過による番組除外を受けた馬
ただし、中央競馬会でタイムオーバーとなった馬は除く。
- d 最終出走時、発走または競走調教再検査を指示された馬
ただし、中央競馬会で障害再審査を指示された馬は除く。
- e 最終出走時、出走停止処分を受けた馬
- f 本要綱2(11)アにより、30日以上の出走制限を受けた馬
- g その他主催者の指定した馬

(イ) 検査騎乗騎手の服装等

能力調教検査に騎乗する騎手は、知事が別に定める騎手服、帽子及び番号ゼッケンを用いること。

(ウ) 能力検査タイムについて

各級における能力調教検査タイムは、下表のとおりとする。

能力調教検査タイム

階 級	距 離	タ イ ム
A 1、A 2 級	1,400m	1.35.0
B 1、B 2 級	1,400	1.36.0
C 1 級	1,400	1.38.0
C 2 級	1,400	1.39.0
3歳条件	1,400	1.40.0
2歳条件	1,400	1.42.0
2歳新馬	900	1.04.0

（備考）通算第21回、第22回のC2級、3歳馬競走については、それぞれの制限タイムに1.0秒を加えたものとする。

- a 2歳馬の区分
 - ・ 2歳条件：既出走馬及び通算第9回時点で未出走の2歳馬
 - ・ 2歳新馬：未出走馬
- ※2歳馬は、通算第10回能力調教検査から1,400mで実施する。
- b 競走の頭数
 - 1競走8頭以内とする。
 - ただし、2歳馬競走は、1競走7頭以内とする。
 - なお、検査休みにより、1競走の出走頭数が1頭となる場合、競走を合わせることがある。
- c 一般馬競走編入後について
 - 2歳馬及び3歳馬は、一般馬競走へ編入後の番組賞金に応じた階級のタイムとする。なお、3歳馬については、通算第13回能力調教検査から全頭番組賞金に応じた階級のタイムとする。

(I) 合格馬の有効期間

合格した開催を含む5開催とする。

才 馬検査不合格事項

- (7) 健康に支障があると認められる馬
- (8) 視力障害のある馬及び痼疾の程度が重い馬、または外見上醜いと認められるもの
- (9) 競走能力に支障があると認められる馬
- (10) 調教が十分でないと認められる馬
- (11) 能力調教検査タイムを超過した馬
- (12) その他競走の公正を害する恐れがあると認められた馬

3 そ の 他

- (1) 本年度の3月開催については、原則翌年度の番組編成要綱を用いることとするが、変更することがある。
- (2) 重賞競走及び準重賞競走は、別表「令和6年度重賞・準重賞・JRA認定競走等実施計画表」による。
- (3) 交流競走は、別に定める各交流競走実施要領及び同細目による。
- (4) この要綱に定めのない事項については、開催執務委員長が別に定める。
- (5) 年度途中においてもこの要綱を変更することがある。

2歳新馬競走（新馬戦）実施要領

金沢競馬において、「令和6年度金沢競馬番組編成要綱」で定める競走のほか、当要領に基づき2歳新馬競走を実施する。

1 競走の種類

平地競走

2 競走数

8競走程度

なお、実施は通算第3回から第14回までとするが、2歳新馬が6頭以上編成できる場合は、この限りでない。

3 競走路距離

900m

なお、同日に2歳新馬競走が2競走以上編成できる場合、900mと1,400mの距離選択とすることがある。

また、通算第10回以降は1,400m、1,500mとする。ただし、2歳新馬競走の状況により前倒しで実施する場合がある。

4 負担重量

「令和6年度金沢競馬番組編成要綱」による。

5 編成方法等

- (1) 主催者が認定した2歳新馬で編成する。
- (2) 2歳新馬は2歳新馬競走の出走を優先する。ただし、2歳新馬競走が終了した場合はこの限りでない。
- (3) 編成する頭数が6頭に満たない競走は、編成しない。
ただし、2歳新馬競走が頭数不足で編成不可となった次の開催に限り、最少編成頭数を5頭とする。
- (4) 2歳新馬競走の編成は生年月日の早い馬より編成し、同日の場合は、牡・セン、牝の順とする。
- (5) 2歳新馬競走の編成競走数は、以下のとおりとする。
 - ア 6頭以上11頭以下の場合は、1競走とする。
 - イ 12頭以上17頭以下の場合は、2競走とする。
ただし、出走投票頭数の合計が9頭以下となった場合は、1競走に編成替えをする。
ウ 18頭以上の頭数の場合は、上記に準じて実施する。
- (6) 出走投票頭数が4頭以下の場合は、その競走を取りやめる。
- (7) 2歳新馬競走の出走は1回限りとする。

二走表示競走編成等実施要領

金沢競馬において、「令和6年度金沢競馬番組編成要綱」で定める競走のほか、競走数確保のため、当要領に基づき金沢競馬通算第1回から第22回までの期間、同一開催で2回編成を実施することがある。

1 編成馬の階級

C1級、C2級及び3歳のうち、金沢競馬番組表（改定番組）で発表された階級とする。

2 編成馬の資格

当該開催前半の上記1階級の編成馬とする。ただし、以下の馬は除く。

- (1) 当該開催前半競走の出走取消馬、競走除外馬、競走中止馬及び勝馬
- (2) 当該開催前半出走時に出走停止、出走制限及び番組除外を受けた馬
- (3) 一般馬競走に編成されるべき要件に達した3歳馬は、3歳条件の二走表示競走には編成しない。

3 競走路距離

1,400m、1,500m

4 負担重量

「令和6年度金沢競馬番組編成要綱」による。

5 出走確認

原則、当該開催前半の競走終了までに行う。

6 編成方法

- (1) 当該開催前半終了後の取得賞金より算出した番組賞金下位の馬から編成する。番組賞金が同額の場合は、生年月日の早い馬、牡・セン、牝の順とする。
- (2) 1競走の編成は、原則7頭以上14頭以内とする。
- (3) 編成頭数を超えて編成されなかった馬は、次開催の二走表示競走への編成を優先する。
- (4) 出走投票時に13頭以上投票があった場合は、番組賞金上位の馬から格付け休みとし、抽選休場扱いとはしない。なお、次開催の二走表示競走への編成を優先する。
- (5) 上記(3)～(4)の編成優先馬が次開催前半競走の勝馬となった場合は、当該開催二走表示競走に編成しない。
- (6) 二走表示競走に編成された馬が格付け休みとなった場合は、次開催に限り二走表示競走に編成しない。

7 出走手当

別途、「令和6年度金沢競馬報償金等支給要綱」に定める1開催2回出走の2走目の額を適用する。